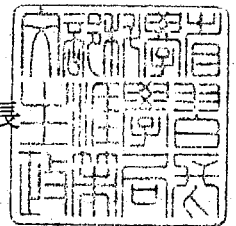


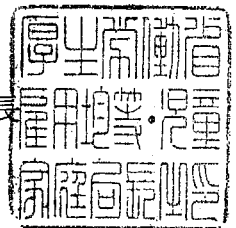
18文科生第531号
雇児発第0314003号
平成19年3月14日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長 殿
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「放課後子どもプラン」の推進について

放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成19年度から、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成19年度予算(案)に計上しております。

つきましては、別紙のとおり「放課後子どもプラン」の基本的な考え方」を定めたので、平成19年度からの効果的かつ円滑な実施にご配慮いただくとともに、管内・城内市町村、市町村教育委員会に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

(別 紙)

「放課後子どもプラン」の基本的な考え方

1. 目 的

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省が実施予定の「放課後子ども教室推進事業」（以下「放課後子ども教室」という。）及び厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業」（以下「放課後児童クラブ」という。）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）（以下「放課後子どもプラン」という。）を推進する。

2. 定 義

「放課後子どもプラン」は、市町村が策定する「事業計画」（後述）と同計画に基づく「放課後対策事業」を総称する概念である。この放課後対策事業は、市町村が実施する「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」で構成される。

3. 実施主体

「放課後子どもプラン」の事業計画の策定主体は、市町村とするが、同計画に基づく放課後対策事業の実施については、市町村、社会福祉法人、その他の者が行うものとする。

4. 事業経費

- (1) 国において、「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の両事業を「放課後子どもプラン推進事業」（仮称）として、補助金交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）に交付する。
- (2) 都道府県においては、(1)に準じて一つの補助金交付要綱を作成し、市町村（指定都市及び中核市を除く。）からの申請の受付、補助金の交付等を教育委員会が一括して事務処理を行うことが望ましい。

5. 事業計画の策定

(1) 事業計画の策定

各市町村においては、域内の全小学校区において「放課後子どもプラン」の実施を図るため、その事業計画（例：〇〇市放課後子どもプラン）の策定に努めることとし、事業計画には、おおむね以下の事項を盛り込むものとする。

① 市町村全体として盛り込む事項

- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策について
- ・当該市町村における放課後対策事業の運営委員会の設置について

② 小学校区毎に盛り込む事項

- ・放課後対策事業の利用者数の見込みについて
- ・平成21年度までの放課後対策事業の実施計画について
- ・現に児童館や公民館などの小学校外で実施している取組と小学校内で実施している取組との具体的な連携方策について

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村（都道府県）行動計画との関係

市町村（都道府県）においては、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、平成21年度までの市町村（都道府県）行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しているが、事業計画の内容が、行動計画を前倒しで実施するものであったり、行動計画を上回るものであったりすることも考えられる。この場合、行動計画の変更は必ずしも必要としないこととし、放課後対策事業は、事業計画に基づき実施するものとする。

なお、平成21年度までの行動計画において、既に小学校区毎の放課後対策事業の実施が位置付けられている場合は、それに基づいて事業計画を策定するものとする。

6. 都道府県等の体制及び役割等

都道府県等においては、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下のような支援を実施するものとする。

- (1) 「放課後子どもプラン」の実施に当たって、域内全体で子どもの健全育成を支援するという観点から、各都道府県等に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小学校の校長又は教頭等の代表）、社会教育関係者（PTAや青少年関係団体等の代表）、福祉関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。
- (2) 上記「推進委員会」においては、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討する。
- (3) 都道府県等においては、域内の各市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員、放課後児童指導員等の放課後対策事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を合同で開催する。
- (4) 都道府県等においては、基本的に教育委員会が主管部局となり、福祉部局と連携しつつ、「放課後子どもプラン」を推進することとする。なお、都道府県等の実情に応じて、福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- (5) 都道府県等の主管部局は、推進委員会の事務局、研修会の開催、国への補助金申請事務等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図る。

7. 市町村の体制及び役割等

市町村においては、事業計画を策定し、小学校区毎の円滑な放課後対策事業を実施するものとする。

- (1) 「放課後子どもプラン」の実施に当たって、効果的な放課後対策事業運営を検討する観点から、各市町村に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小

学校の校長又は教頭等の代表)、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。

- (2) 上記「運営委員会」においては、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等を検討する。
- (3) 市町村においては、基本的に教育委員会が主管部局になり、福祉部局と連携しつつ、「放課後子どもプラン」を推進することとする。なお、市町村の実情に応じて、福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- (4) 市町村の主管部局は、運営委員会の事務局、事業計画の策定、都道府県への補助金の交付申請事務、放課後対策事業の実施等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図る。

8. 市町村における放課後対策事業の実施（教育委員会と福祉部局との連携等）

(1) 小学校内における実施等

① 「放課後子どもプラン」は小学校内で行うことを基本とし、このため、事業計画の策定に当たっては、できる限り余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を考慮するものとする。

また、校庭、体育館、図書室、保健室の使用など、学校諸施設の弾力的な運用を図られたい。

② なお、現に公民館や児童館など小学校外で放課後対策事業を行っている場合であって、特段の支障が生じていない場合に引き続き当該施設で実施することや、余裕教室が無い等の理由により、新たに小学校外で実施することも差し支えないものとする。

③ 子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、学校関係者と放課後対策事業関係者との間で迅速な情報交換を行うなど、十分な連携に努めるものとする。

(2) コーディネーターの配置

各小学校区毎に、放課後対策事業の総合的な調整役として、コーディネーターを配置し、放課後対策事業の円滑な実施を図るための調整を行うものとする。

また、コーディネーターは、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等の地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画・策定等を行うものとする。

(3) 様々な活動機会の提供

「放課後子ども教室」の中では、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進するものとする。その際には、「放課後児童クラブ」の対象児童に対しても、その機会が提供できるようにコーディネーターをはじめ、放課後対策事業関係者の間において、十分な調整に努めるものとする。

(4) 「放課後児童クラブ」の対象児童に対する配慮

「放課後子どもプラン」を実施するに当たって、「放課後児童クラブ」の対象児童

に対しては、現行水準と同様のサービスを提供し、サービスの質の向上及び適正な運営の確保を図るものとする。

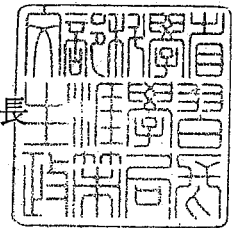
<サービスの内容（案）>

- ・適切な指導員の配置
- ・専用のスペースの確保
- ・保護者の就労状況を考慮した開設日数、開所時間の確保（原則として授業日及び長期休業日等（年間250日以上）は開所。授業日は3時間以上、長期休暇時は8時間以上開所（概ね18時まで）すること）
- ・出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施
- ・家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施 等

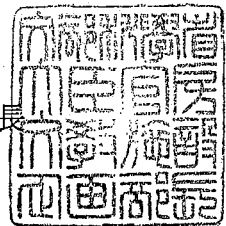
18文科生第532号
雇児発第0314004号
平成19年3月14日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長 殿
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

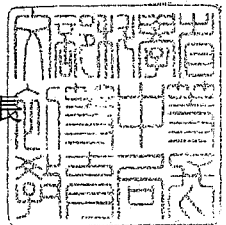
文部科学省生涯学習政策局長



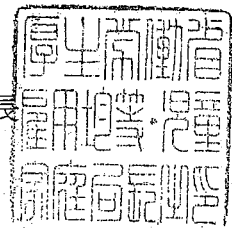
文部科学省大臣官房文教施設企画部長



文部科学省初等中等教育局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について

子どもを取り巻く環境の変化や、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成19年度から、総合的な放課後対策として実

施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成19年度予算案に計上しているところです。

「放課後子どもプラン」は、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、文部科学省が実施予定の「放課後子ども教室推進事業」（すべての子どもを対象として、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動等を行う取組。以下「放課後子ども教室」という。）と、厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業」（保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に適切な遊び及び生活の場を提供する取組。以下「放課後児童クラブ」という。）を一体的あるいは連携して実施するものです。

また、先般とりまとめられた、教育再生会議第一次報告においても、教育再生実現のため「社会総がかり」での全国的な参画が必要であるとの観点から、「放課後子どもプラン」の全国展開が提言されています。（別紙参照）

貴職におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、平成19年度からの同プランの円滑な実施が図られるよう、下記の点についてご配慮いただくとともに、管内・域内の市町村、市町村教育委員会及び公立小学校長に対してご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 教育委員会と福祉部局の連携について

「放課後子どもプラン」の実施に当たっては、「放課後子どもプラン」の推進について」（平成19年3月14日付18文科生第531号・雇児発第0314003号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に基づき、教育委員会と福祉部局とが緊密に連携を図られたい。

また、子どもが参加しやすい多様な活動機会の提供、事業の指導者やボランティアの確保及び養成、社会教育・子育て支援団体等関係団体との連携などについて両事業間で十分な調整を図り、効果的・効率的な実施に努められたい。

2 学校との連携・協力について

「放課後子どもプラン」の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに対応できるよう、学校関係者と事業管理者等との間で迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むように十分な連携・協力を図られたい。

なお、学校諸施設を使用する際にも、両事業は学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、事業の管理運営は、実施主体である市町村等が責任をもって行うこととなるので留意されたい。

また、障害児や虐待、いじめを受けた子どもなど、特に配慮を必要とする子どもの利

用に当たっては、当該子どもの状況等を学校関係者と事業管理者等との間で相互に把握し合い、関係機関とも連携するなど適切に対応されたい。

3 余裕教室をはじめとする学校諸施設の利用促進について

余裕教室をはじめとする学校諸施設の活用については、既に「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携及び両事業の推進に当たっての学校との連携について」（平成18年2月10日文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）によりお願いをしているが、「放課後子どもプラン」は、小学校内での実施を基本としていることから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室の利用や小学校敷地内での円滑な事業の実施が図られるよう、以下についてより一層留意されたい。

(1) 学校諸施設の弾力的な運用

「放課後子どもプラン」の実施に際しては、子どもの多様な活動等に有効な施設（図書室、視聴覚室のほか、怪我等が発生した場合の保健室や雨天時の体育館等を含む。）について、その弾力的な運用を図られたい。

また、「放課後子どもプラン」に参加する子どもがおおむね当該学校の子どもであることを考慮し、余裕教室が生じている場合には、既存施設の有効活用の観点からも、積極的に「放課後子どもプラン」の実施場所として活用されたい。

さらに、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の使用についても、子どものニーズを十分考慮し、柔軟に対応されたい。

(2) 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続について

国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定により、所管大臣の承認を経る財産処分手続が必要であるが、公立学校施設の財産処分手続においては、一定の要件を満たせば文部科学大臣への報告だけで手続が済むよう簡素な取扱いとしているところであるので留意されたい。

なお、「放課後子どもプラン」実施に際して国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合でも、放課後や学校の授業日以外の時間帯を利用する等により学校施設の転用を伴わない場合は、財産処分手続は不要である。

(別紙)

■ 社会総がかりで教育再生を（教育再生会議・第一次報告）（抄）

Ⅱ. 教育再生のための当面の取組 <教育内容の改革>

1. 「ゆとり教育」を見直し、学力を向上する

－「塾に頼らなくても学力がつく」、教育格差を絶対生じさせない－

(1)「基礎学力強化プログラム」

- 教育委員会・学校は、「放課後子どもプラン」(注)の活用などにより、ボランティアの協力を得て、補習などを行う「土曜スクール」を実施するように努める。

※「放課後子どもプラン」とは、放課後や土曜日の子供の安全で健やかな居場所、遊び場を確保し、勉強やスポーツ、文化活動が地域住民との交流活動等に取り組む事業をいう。参加は自由であり、子供たちが自由にただひたすらのびのびと遊べるような環境を整備することも重要である。

<「社会総がかり」での全国的な参画>

7. 「社会総がかり」で子供の教育にあたる

(2)地域社会の対応－学校を開放し、地域全体で子供を育てる－

【放課後子どもプランの全国展開、地域リーダー(教育コーディネーター)の活用】

- 「放課後子どもプラン」(注)は、異年齢交流や集団活動により、子供を心豊かにたくましく育てるための「根っこ」となるものであり、学習意欲と学力・体力・創造力の向上に資するところも大である。さらに、地域の生活環境の改善、地域活性化の起爆剤ともなるものである。

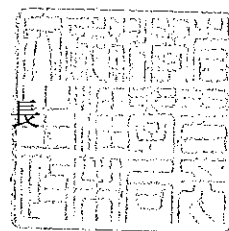
本事業においては、学校のほか自治体、スポーツ団体、ボランティア、地元企業等が連携して、多様なプロジェクト（地域の祭りなどの伝統・文化活動、スポーツ活動、演劇などの芸術活動、自然体験活動など）に取り組む。そうすることで、家庭や学校とは異なる子供たちの「居場所」を確保し、様々な体験を通して、地域社会と交流を深め、対人関係能力の向上を図る。省庁の縦割りを排して現場中心の取組とするため、地域リーダーの協力を得て、実効ある実施体制を設けるなど、各自治体が責任をもって取り組む。



20文科施第363号
雇児発第1128002号
平成20年11月28日

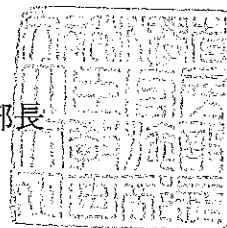
各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長



(印影印刷)

文部科学省大臣官房文教施設企画部長



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



(印影印刷)

普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用について (通知)

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、平成19年度より文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を推進しているところですが、その実施場所の確保が大きな課題となっております。

一方、公立学校施設は地域における中核的な公共施設であり、児童生徒数の減少により普通教室として使用しなくなった教室を有効活用することは、市区町村の財政状況が厳しい中、必要不可欠です。

特に「放課後子どもプラン」の実施場所として活用することは必要性が高く、普通教室として使用しなくなった教室を学校施設の他の用途に用いることが真に必要な場合を除き、「放課後子どもプラン」の実施場所としての活用ニーズに優先的に応えることが求められております。

「放課後子どもプラン」の実施に当たっての学校諸施設の活用促進については、既に「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について」（平成19年3月14日文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省大臣官房文教施設企画部長・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）によりお願いしているところです。

また、先般とりまとめられた「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）においても、生活安心確保対策として、子育て支援の拡充が盛り込まれております。

貴職におかれましては、このような趣旨を踏まえ、下記の点についてご留意いただくとともに、管内・域内の市区町村、市区町村教育委員会及び公立小学校長に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 普通教室として使用しなくなった教室をはじめとする学校諸施設の活用促進について

「放課後子どもプラン」（「放課後子ども教室推進事業」、「放課後児童健全育成事業」のいずれかを先行して実施している場合、これから実施する場合を含む。以下同じ。）の実施に際しては、子どもたちの多様な活動の場が確保できるよう、学校教育に支障が生じない限り、普通教室として使用しなくなった教室、体育館、図書館等の学校諸施設の有効活用が図られるようにすること。その際、過去に普通教室として使用しなくなり、現在何らかの活用を行っているものについても、「放課後子どもプラン」としての活用ニーズがある場合には、その活用を図ることができないか検討すること。

また、教育委員会において、市区町村における「放課後子どもプラン」の活用ニーズを学校に対して積極的に情報提供するとともに、学校諸施設の活用状況を可能な限りオープンにすること。その上で、教育委員会と首長部局が連携して検討を行い、市区町村における学校諸施設の適切な有効活用を推進すること。

2. 国庫補助を受けて整備された学校施設の財産処分手続について

「放課後子どもプラン」実施に際して、国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成20年6月18日文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。

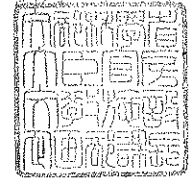
なお、放課後や学校の授業日以外の時間帯を利用する等により一時的に学校教育以外の用に供する場合は、財産処分には該当せず手続は不要であること。特に、「放課後子ども教室推進事業」は、実施場所を固定することなく、教室や体育館、図書館、特別教室等の空いている時間での実施が可能であり、そうした場合には、転用手続きを必要とはしていないことから、積極的な活用について検討すること。

3. 事業の管理運営について

「放課後子どもプラン」は学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施に当たり学校施設を使用する際は、実施主体である市区町村等が責任をもって事業の管理運営を行うこと。特に事故等の責任体制については、実施主体である市区町村等が主導し、関係者と十分な検討を行い、事前に責任の所在を明確にし、対外的に示すことで、学校の懸念を払拭するよう努めること。

各都道府県教育委員会教育長
各市区町村教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設助成課長 岩本 健 吾



(印影印刷)

普通教室として使用しなくなった教室の活用について (通知)

児童生徒数の減少等により普通教室として使用しなくなった教室（以下「余裕教室」という。）の有効活用が大きな課題となっております。余裕教室に関しては、昨年 6 月に、公立学校施設に係る財産処分手続きについて大幅な弾力化を行う（注 1）とともに、昨年 11 月には、社会的ニーズが高く実施場所の確保が課題となっている「放課後子どもプラン」への積極的な活用をお願いする（参考資料 1）等、文部科学省としてもその有効活用に向けた取組を推進しているところです。

このたび、昨年 11 月に御協力いただいた調査「普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用ニーズ及び活用検討状況について（照会）」の結果を別添のとおり公表することとしましたので、各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会に対して周知いただきますようお願いいたします。

各市区町村教育委員会におかれましては、市区町村における調査結果を公表いただくとともに、余裕教室の「放課後子どもプラン」への活用について、平成 21 年度以降実施に向け検討中と回答したものについては検討の前倒しを、他に優先すべき用途がある等の理由で活用又は転用困難としたものについては工夫の余地がないかなど再度検討をお願いいたします。また、「放課後子どもプラン」への活用に限らず、余裕教室の活用状況及び活用方法について、地域の実情や必要性に即したものとなっているか再度確認の上、首長部局とも連携し、余裕教室の積極的な活用を図っていただくようお願いいたします。

なお、活用にあたって、余裕教室の改修等の課題がある場合には、各種補助制度（参考資料 2）もありますので、下記連絡先まで御相談ください。

(注 1) 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について (通知)」(平成 20 年 6 月 18 日付け 20 文科施第 122 号)

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu/03082701.htm)

本件連絡先
施設助成課 振興地域係
TEL: 03-5253-4111 (内 2464)
FAX: 03-6734-3743